

# 仁田佐古小学校 いじめ防止 基本方針

## 仁田佐古小学校教育目標

『豊かで、たくましい心身をもち、「自ら学び、自ら行動する」子供の育成をめざす。「3つのす すなおな子 すこやかな子 すすんで学ぶ子」』のスローガンのもと、児童が安心して学校生活を送ることができるように、学校、家庭、地域が連携していじめ防止に向けた取組を行っていく。

- 一人一人のよさを大切に、子どもが活きる学校・学級をめざします。
- 職員は、子どもたち一人ひとりとの真剣に向き合い、いじめの兆候や発生を見逃さず、早期発見に努めます。
- いじめを発見した場合は、保護者や地域、関係機関と連携をしながら、迅速に対応します。

## めざす児童像

すなおな子  
すこやかな子  
すすんで学ぶ子

(定義) 第2条 「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。  
※いじめ防止対策推進法より抜粋

## いじめ対策委員会

### 校内いじめ対策委員会

- 校長・教頭・生活指導・養護教諭・当該学級担任を中心として、関係児童に関わるすべての教職員を含む。
- いじめが発生した場合は、実態を把握するとともに、今後の対策について協議する。

### 専門家・外部機関

- SC, SSW との連携
- 子育て支援課
- 長崎大学
- 子ども・女性・障害者支援センター

### PTA・地域との連携

- PTA 事務局に保護者からの相談窓口を設け、相談しやすい体制をつくる。
- 事案によってPTAの会合で取り上げて協議する。  
(個人情報・プライバシーへの配慮)

### 関係機関との連携

- 民生委員、自治会長を中心として各自治会と連携し、情報が入るようにする。
- 子どもを守るネットワーク会議により、気になる子どもの情報を共有する。

### 児童会

- 人権集会で、人権尊重のための学年目標を発表し、意識を高める。
- あいさつ運動に取り組む。  
(学期に1回ずつ)

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

## いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### いじめの防止

心の教育充実プロジェクト ～子供たちの命と人権を守る～

- 校内指導体制の確立
- 教師の指導力の向上・・・共通理解を図り、観察力や対応力の向上に努める
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

### いじめの早期発見

早期発見をめざすために

- 日頃からの教職員による観察や情報交換を行う。(児童理解研修会を活用)
- 定期的なアンケート調査(毎月1回及び月例報告)と個別面談
  - ※アンケートの内容により、個別面談は随時行う
- 教育相談体制の整備
- 子どもを語る会を毎月実施し、学級の気になる児童について共通理解を図る。

### いじめに対する措置

- 被害児童を守り通す
- 担任のみの対応で終わらないように、組織的に対応する
- いじめ対策委員会を開く・・・事実の確認、今後の指導について協議・指導計画立案
- 被害児童の保護者への説明および支援
- 加害児童の保護者への説明および助言
- 集団への働きかけ・・・互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める

### 重大事態発生時の取組

- 児童の生命、心身の重大な被害が生じた場合
  - 児童の保護→事実確認→教育委員会へ報告
- PTAと協力し、保護者説明会を実施

# いじめが発生した場合の対応

## いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

## 情報入手者

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

## 担任・生活指導担当へ報告

→ 教頭・校長への報告  
直ちに報告する

- 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

## いじめ対策委員会

↔ 関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

## 被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童生徒を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

## 加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

## 保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

## いじめのチェックリスト

### いじめの兆候, 雰囲気(学校でのチェックリスト)

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- きちんと掃除ができていない
- 掲示物に破れ, 落書きがある
- グループ分けすると特定の子が残る
- グループにしかわからないあだ名で特定の子どものことを話している
- グループにすると机と机の間に隙間ができる
- ひそひそ話や陰口が多くなり, お互いにそれを気にする雰囲気がある
- 体育の授業などで, 特定の子どもにボールが回らない(回る)
- 自分たちのグループでまとまり, 他を寄せ付けない
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中, 教職員に見えないように消しゴム投げをしている

### いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト

- 理由のはっきりしない衣服の乱れがある
- 体や顔にあざや傷がある
- 持ち物(学用品や所持品)が壊れていたり, 頻繁になくなったりしている
- 家族との会話が減ったり, 学校的话题を意図的に避けたりする
- ささいなことで怒ったり, 家族に八つ当たりをしたりすることが多くなる
- 登校時間になると体調不良を訴えることがよくある
- 家庭から金品を持ち出したり, 必要以上にお金を要求したりする
- 友達や学級の不平不満を口にするようになった
- 仲の良かった友達の話をしなくなる。友だちが替わる
- 友達からの電話に出たがらなかったり, 遊びの誘いを断ったりする

## 5 年間活動計画

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	春の個人面談 子供を語る会 生活アンケート	10月	子供を語る会 生活アンケート
5月	子供を語る会 生活アンケート	11月	子供を語る会 生活アンケート
6月	子供を語る会 生活アンケート	12月	人権集会 子供を語る会 生活アンケート
7月	夏の個人面談 子供を語る会 生活アンケート	1月	子供を語る会 生活アンケート
8月	平和集会	2月	子供を語る会 生活アンケート
9月	子供を語る会 生活アンケート	3月	子供を語る会 生活アンケート

※子どもを守るネットワークによる集団下校は月1回程度、木曜日に実施

## 6 様々な相談機関

相 談 機 関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能な時間
こども総合相談(子育て支援課)	095-822-8573	長崎市桜町6-3	月～金 8:45～17:30
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	長崎市橋口町10-22	月～金 9:00～20:00
長崎県いじめ相談ホットライン	0570-078310		24時間可能
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	長崎市魚の町5-1	月～金 9:00～17:00